

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に噴火による重大な被害を及ぼす現象が発生あるいは切迫】</p> <p>○積雪期において、火砕流・火砕サージが大岳火口から5 km を超える噴火を観測</p>	<p>噴火が発生した場合には、噴火の終了後、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する</p>
4	<p>【居住地域に噴火による重大な被害を及ぼす現象の可能性】</p> <p>○積雪期において、次のいずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火活動の活発化がみられるなかで多量のマグマ上昇を示す地殻変動を観測（レベル3よりも規模大） ・火砕流・火砕サージが大岳火口から3 km を超える噴火を観測 	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する</p>
3	<p>【居住地域の近く（大岳火口から概ね6 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、あるいは発生】</p> <p>○非積雪期に次の現象のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火活動の活発化がみられるなかで多量のマグマ上昇を示す地殻変動を観測 ・火砕流・火砕サージが大岳火口から5 km を超える噴火を観測 <p>○積雪期において、火砕流・火砕サージが大岳火口から2 km を超える噴火を観測</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する（警戒範囲の縮小も含む）</p>
3	<p>【居住地域の近く（大岳火口から概ね5 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○次の現象のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北八甲田山体直下で地震活動が活発化し、浅部への震源の移動を確認 ・継続時間の長い振幅の大きな火山性微動の発生（レベル2よりも規模大、または継続時間長） ・規模の大きな山体膨張等の地殻変動を観測 ・溶岩流の流下を観測 ・噴出物に新鮮なマグマ起源の物質を含有 <p>【居住地域の近く（大岳火口から概ね5 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>○噴火に伴い大岳火口から2 km を超える大きな噴石の飛散、火砕流・火砕サージの流下を観測</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなって概ね1か月程度経過した場合</p>
2	<p>【火口周辺（地獄沼火口から概ね1 km 以内、あるいは大岳火口から概ね2 km 以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>○次の現象のいずれか複数が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北八甲田山体を震源とする火山性地震の増加（50回以上/24時間）ただし、地震の発生場所や深さを考慮する ・北八甲田山体において低周波地震を複数回観測もしくは、火山性微動（微小なものを除く）の発生 ・噴気活動の活発化、地熱域の拡大、または顕著な地温の上昇など、熱活動の活発化 ・明瞭な山体膨張等の地殻変動を観測 <p>【火口周辺（地獄沼火口から概ね1 km 以内、あるいは大岳火口から概ね2 km 以内）に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <p>○地獄沼火口、あるいは大岳火口から有色噴煙を観測</p>	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・想定火口は大岳と地獄沼としているが、火口が特定できない場合は、両方に対して火口周辺警報を発表し、レベルを2に引き上げる。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。